

別表1（第3条第2項関係）

加入金徴収基準及び払込み方法

1. 加入金徴収基準 個人、法人共に 1 会員 5, 000 円とする。
2. 加入金の払込み方法 会員加入の承諾された以後に納入する。

別表2（第4条関係）

会員の徴収基準、払込みの方法及び新規加入者の会費の扱い

1. 会費徴収基準

区 分		等級	会 費 額 年/円
個人会員	従業員（事業主・従業員を含む）3人以下	8	15,000円
	従業員（事業主・従業員を含む）5人以下	7	20,000円
	従業員（事業主・従業員を含む）6人以下	6	25,000円
法人会員	資本金 500万円未満	7	20,000円
	資本金 500万円以上1,000万円未満	6	25,000円
	資本金1,000万円以上3,000万円未満	5	30,000円
	資本金3,000万円以上5,000万円未満	4	35,000円
	資本金5,000万円以上 但し、等級の決定は、資本金・従業員数等を勘案して理事会で決定する。	3	70,000円
		2	90,000円
1		120,000円	
特別法人会員	特別法人会員とは、協同組合・団体及び大規模小売店舗立地法に基づく商業者とする。 会費は、協同組合・団体は一律30,000円とする。大規模小売店舗立地法に基づく商業者については、売り場面積平方メートル当たり100円とし、理事会で決定する。但し、上限は200,000円とする。		

2. 会費の振込み方法 自動振込み又は徴収する。
3. 会費の納期 前期 7月。 後期 11月
4. 新規加入者の会費の扱い
新規加入者の当該年度の会費については、月割計算とする。
詳細については、理事会で決定する。